

徳島県告示第四百四十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 鳴門市企業局

住 所 鳴門市撫養町大桑島字湊岩浜三五番地の九

代表者 鳴門市公営企業管理者 企業局長 山内秀治

2 工場又は事業場

名 称 鳴門市企業局水道事業課浄水場

所在地 板野郡北島町高房字八丁野西一

3 特定施設の種類

変更なし

4 変更の概要

排水口の位置

5 変更しようとする事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県県民環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間 令和元年十月十六日から

令和元年十一月六日まで

2 場所 徳島県県民環境部環境管理課及び北島町まちみらい課